

第四次
国立市子ども総合計画

令和7年度～令和11年度
(素案)

令和7年3月
国立市

国立市子ども基本条例 前文

すべての子どもたちへ

あなたが生まれたこと、大きくなっていくこと、あなたらしくいられることを、このまちと、このまちにいる大人は、うれしくおもっています。

あなたが感じていること、おもっていること、かんがえていることを、あなたのちかにおとなにいつでもきかせてください。

うれしいこと、かなしいこと、こまに困っていること、あそびたいこと、まなみたいこと、やってみたいこと。もっと自分たちのこえをきいてほしい、自分たちにめをむけてほしいとおもっていること。

このまちと、このまちにいるおとなは、いつでもあなたのそばで、いっしょにかんがえて、せいっぱいおうえん応援します。

あなたがあなたらしく、いましあわいに生きることを、しあわみらいむ幸せな未来に向かっていくこと、すべてのこどもがひとりひととしてひともたいせつけんりを、このまちと、このまちにいるおとなと一緒たいせつに大切にして、まもっていくことをやくそく約束します。

全ての子どもは、この世に唯一無二の命を授かった一人の人間であり、しょうがいなど様々な特性を有しているあらゆる人間は、生まれながらに等しく、自分らしく幸せに生きるための権利を持っています。

この権利は、子どもが成長・発達過程にあることから、自分の力で行使できないときがあり、そのときに大人の支えが必要となります。

子どもたちは、生まれてきた瞬間から、自分の思いを様々な形で精一杯大人に表明しています。この思いを、大人たちが真剣に受け止め、これを尊重し、その上でその子にとって最善の利益とは何かを考え、これに応えることによって、子どもの権利が保障されます。

「人間を大切にする」という理念を掲げる国立市は、子どもたちの思いを深く受け止め、また、様々な社会課題が想定される未来を生きる子どもたちのことを思い、改めて、子どもの権利について真剣に考え、子どもの権利が恒久的に保障されるまちの実現を目指し、この条例を制定します。

はじめに

文言作成中

目次

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景

■急速な少子化への対策の必要性

我が国では、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受け、平成15年に10年間の時限立法として次世代育成支援対策推進法を制定、また同年に少子化対策基本法を制定し、少子化に対応するための総合的な施策の推進を図られてきました。

その後、次世代育成支援対策推進法が平成26年度を最終年度とする状況を受け、平成24年には、子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の、いわゆる子ども・子育て関連3法が制定されました。これに伴い、量と質の両面から子育てを社会全体で支える子ども・子育て支援新制度が開始、地方公共団体においては子ども・子育て支援給付及び地域子育て支援事業の定量的目標を定めた子ども・子育て支援事業計画を策定しています。さらに、時限立法の次世代育成支援対策推進法についても、施策の推進を継続するため、10年間の延長、平成27年3月には少子化社会対策基本法に基づく少子化社会対策大綱が策定されています。

■子どもを取り巻く課題の複雑多様化

こうして長期的な少子化対策が国において図られていながらも、実態は依然として少子化の解消には至っておらず、むしろ出生率が低下の一途にあり、危機的な状況にあります。

また、少子化のみに留まらず、今日の子どもを取り巻く課題も複雑多様化しています。児童虐待の件数や不登校状態の児童・生徒数の増加、7人に1人が子どもの貧困状態にあると言われている状況、ひきこもりや、性の多様化に伴う問題、地域からの孤立、自殺率の増加、近年にはヤングケアラーの存在が確認されるなど、様々な困難が具体的に確認されています。これらの課題に対し、平成22年には子ども・若者育成支援推進法が、平成26年には子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定され、対応が進められていますが、諸課題の件数の増加は留まることの無い状況です。このことは、この国立市においても全国的な実態とたがわないところです。

さらに令和2年には世界的に新型コロナウイルス感染症が蔓延し、国民全体の活動範囲が大幅に制限され、子どもたちは成長期に得られるはずの体験機会が喪失しました。近年までの子どもを取り巻く状況を振り返り、子どもの生命や安全、健全な育成について危機的状況に陥っているといえます。

■こども基本法に基づく、子どもの権利の保障の推進

このような危機的状況下、これまで子どもに関する所管様々な省庁において縦割りだった組織体制を一体化し、こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁が令和5年に発足、同時に、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な法律として、こども基本法が制定されました。当該法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に則り、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことを目的とした、子どもの権利保障を基本理念とする法律で、同年12月には、当該法に基づくこども大綱が策定されました。地方公共団体は、当該法及び大綱に基づき、またこれまでの少子化対策、複雑多様化した課題への対応に係る法律の方針を踏まえながら、子どもの権利保障を軸としたこども計画の策定が求められるところとなります。

国立市として、国の状況・動向を踏まえながら、一人ひとりの子どもが自分らしく生きる・育つ権利が保障される環境の形成を目的に、そのための施策を推進する計画を策定いたします。

4 計画の対象

本計画の対象は、国立市子ども基本条例に規定する定義に基づくものとします。

国立市子ども基本条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **子ども** 市内に在住し、在学し、又は在勤する18歳未満の者その他これらの者と等しく子どもの権利を保障することが適当と認められる者をいう。
- (2) **保護者** 子どもの親権者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する里親その他親権者に代わり子どもを監護・養育する者をいう。
- (3) **育ち学ぶ施設** 市内に所在する、児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育施設その他子どもが育ち又は学びを目的として通学し、通所し、入所し、又は利用する施設をいう。
- (4) **事業者** 市内で事業活動を行う個人及び法人その他団体（前号に掲げる施設に係るものを除く。）をいう。
- (5) **市民** 市内に在住し、在学し、又は在勤する者をいう。子ども 市内に在住し、在学し、又は在勤する18歳未満の者その他これらの者と等しく子どもの権利を保障することが適当と認められる者をいう。

5 計画の期間

本計画の上位計画である「国立市総合基本計画」は、「第5期基本構想」が平成28年度から令和9年度までの12年間であり、「第2次基本計画」は令和2年度から令和9年度の8年間で、見直しを行った「第3次基本計画」は令和6年度から令和9年度となっています。そのため、本計画の期間は上位計画との施策の連動性を踏まえ、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、国や都の施策の動向、社会経済情勢の変化や市民の意向などを的確に読み取り、必要に応じて適宜見直しを図ります。



